

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
株式会社エレバ	代表取締役 上田 哲也	高知県高知市南御座2番12号

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年11月7日から令和7年12月6日まで（1月）
指名停止の理由	<p>民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、その請負金額が建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる建設工事を請け負ったため。</p> <p>【香南市指名停止措置要綱】 (建設業法違反行為) 「別表第2の第20号 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）」に該当</p>